

第9回特別弔慰金の請求は お済みですか？

平成17年4月1日～平成21年3月31日の間に、戦没者等のご遺族（妻や父母など）が亡くなられたことで、平成21年4月1日（基準日）時点で公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない場合、特別弔慰金が支給されます。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で次の順番による先順位の方お一人に支給されます。

- (1) 平成21年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等と生計を共にしており、かつ基準日において戦没者等と氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (4) ③以外の戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5) ①～④以外の戦没者等の三親等内の親族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方

■支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

■請求期限

平成24年4月2日

※請求期限を過ぎると時効により受給資格が消失します。

■問合せ

- 市庁舎別館社会福祉課 総務福祉係
TEL0897-52-1288
- 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

お盆のごみ収集・し尿くみ取りをお休みします

■ごみ収集の休み

お盆は次の日程でごみ収集をお休みします。

- 該当する地区の方は、次回の収集日に出してください。
- 8月15日(月)
西条地区・東予地区
- 8月16日(火)
西条市全域

※お盆明けは大量にごみが出るため、収集時間が大幅に変わることがあります。ルールを守り、必ず朝8時までに出示してください。

■ごみステーションを管理している方へ

収集休みを周知するごみステーション用チラシを担当課窓口、各公民館に準備していますので、ご利用ください。

■し尿くみ取りの休み

お盆は左表の日程で各業者がお休みを予定しています。

この時期はくみ取りの依頼が集中するので、早めに業者へお申し込みください。

■問合せ

- 市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

■し尿くみ取り業者の休業予定期間

※日曜日は定休日

担当地域	業者名	TEL	休業期間
西条	西条環境整備(株)	TEL0897-55-3244	8月14日(日)～16日(火)
	(有)石鎚スカイクリーン	TEL0897-57-7655	8月14日(日)～16日(火)
東予	周桑衛生企業組合	TEL0898-65-5659	8月14日(日)～17日(水)
	(有)三芳衛生社	TEL0898-66-4098	8月14日(日)～17日(水)
丹原	(有)丹原清掃社	TEL0898-68-5015	8月14日(日)～16日(火)
	ヒカリ環境開発(有)	TEL0898-68-6533	8月14日(日)
小松	周桑衛生企業組合	TEL0898-72-5226	8月14日(日)～17日(水)
	(株)小松協同企業	TEL0898-72-4498	8月14日(日)～16日(火)

家庭にあるバッテリー・タイヤを特別収集します

■特別収集するごみ

1家庭につき、次のものを収集します。

- バッテリー 2個まで
- タイヤ 5本まで

■収集方法

市が指定する期日（9月上旬または中旬予定）に、市庁舎または各総合支所へごみを持ち込んでいただきます。

持ち込みの期日は、申し込みの際にお知らせします。

■申込期間

8月15日(月)～31日(水)

■申込先

お住まいの地域で申込先が異なります。ご注意ください。

- 西条地域の方
市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係
TEL0897-52-1338
- 東予地域の方
東予総合支所市民福祉課 生活環境係
- 丹原地域の方
丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係
- 小松地域の方
小松総合支所市民福祉課 市民福祉係

犬はつないで飼いましょう

「つないで飼う」が飼い主のマナーです

犬の放し飼いは、西条市犬の危害防止条例で禁止されています。「うちの犬はおとなしいから」「他人にかみついたりしないから」と放し飼いにせず、散歩の時は首輪をきつく締め、リードをしっかりと持ちましょう。



8月は「電気使用安全月間」

夏季は皮膚の露出部分が多くなり、発汗により皮膚がぬれて電気が通りやすくなります。また、疲労から注意力が散漫になりがちで、感電などの事故は、夏季に集中して発生しています。経済産業省主唱のもと、電気使用安全の周知・啓発のため街頭キャンペーン、電気安全講習会の開催、電気設備の点検や不良設備の改修促進などの活動を行っています。

■問合せ 四国電気保安協会 愛媛支部
西条事業所 TEL0897-56-5069